

VI. 海外貨物・コンテナ等を扱う運送車両、車庫等で疑わしいアリ類を発見した場合

＜海外貨物・コンテナ等の積み降ろし、運送業務＞

【警戒区域】【準警戒区域】【注意区域】【一般区域】

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

- ① 海外貨物・コンテナ等の陸送用車両の点検において、アリ類の有無についても目視確認
 a. 日常の車両点検、整備等 / b. 海外貨物等を陸送した後の車両点検
 ※荷台、車両内部のほか、車庫内、洗車スペース付近の緑地等についても出来るだけ注意



疑わしいアリ類
を発見

関係事業者等

疑わしいアリ類の確認なし

※ 通常業務へ

専門家により
ヒアリと確認

- ② 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫
 ③ 殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取
 ④ 発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影

- ⑦ 点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼

- ⑤ 発見したアリ類の簡易同定を実施
 ※肉眼で可 「3 同定方法」参照

ヒアリの
疑いあり

- ⑧ 発見車両及びその周辺(車庫、洗車スペース付近等)で、再度、アリ類の有無を目視点検
 ※調査で、新たにアリ類等が発見したら②へ戻る

- ⑥ 関係機関へ連絡
 ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
 ☎0570-046-110
 ・中国四国地方環境事務所
 ☎086-223-1561
 ・岡山県自然環境課
 ☎086-226-7310

- ⑨ 県、市町村又は環境事務所と対応を協議
 a. 侵入経路、経由地、配送先(荷主)等を特定
 b. 発見車両の使用制限及び確認調査
 c. 発見場所周辺の分布確認調査(粘着トラップ等)

- ⑩ 侵入経路、経由地、荷主等を特定し、関係者へ注意喚起

⑨b. c. ヒアリ確認後

- ⑫ 関係機関と協議の上、車両及び周辺の確認調査を実施 (※「5 調査方法」参照)
 ※新たにアリ類等が発見したら②へ戻る

ヒアリ確認後

- ⑪ 必要に応じ、発見車両の使用を制限

- ⑬ 調査に併せて、発見車両や周辺等にベイト剤を設置 (※「4 駆除方法」参照)

- ⑭ ⑫の調査等で新たな発見がなければ制限は解除

- ⑮ 可能であれば、海外貨物等の陸送ごとに荷台にベイト剤を配置

＜モニタリング調査等(1か月程度)＞

- ⑯ 1週間～10日に1回程度の調査/ベイト剤設置

※新たに発見→②へ

VI. 海外貨物・コンテナ等を扱う運送車両、車庫等で疑わしいアリ類を 発見した場合

<マニュアル対象者>

【警戒区域】【準警戒区域】【注意区域】【一般区域】

・運送業者 ・倉庫業者 ・荷主

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

①	海外貨物・コンテナ等の陸送用車両の点検においてアリ類の有無についても目視確認 ・海外貨物やコンテナ等を扱う運送事業所では車両等にヒアリ混入の可能性がある。 ・特に海外貨物等を陸送した後は、ヒアリの有無について念入りに車両の点検を行う。 ・荷台や座席等の車両内部のほか、車庫内や洗車によって洗い流されたアリ個体が付近の緑地等に定着する可能性もあるので注意が必要。 ・点検時は緊急用にエアゾール式殺虫剤を携帯しておく。	
②	生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する ・目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤によりすべて殺虫する。 ・周囲に生きた個体がないか十分確認し、逃げ出す前に殺虫処理する。	
③	殺虫したアリ類（死骸を含む）を同定用に採取する ・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照	
④	発見現場・アリ類の写真（接写モード等）を撮影する ・発見箇所が特定できるよう、現場写真を撮っておく。 ・アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。 ・ヒアリの特徴である触角や2節（こぶ）の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。	
⑤	発見したアリの簡易同定を実施する ・肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。 ・「3 同定方法」のスクリーニング手順を参照	
⑥	関係機関へ連絡する ・簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。	
⑦	点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し同定を依頼 ・死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。 ・可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。	
⑧	発見車両及びその周辺（車庫、洗車スペース等）で、再度、アリ類の有無を目視点検する ・ヒア리를発見した車両及びその周辺で、ほかにもまだヒアリが生息している可能性があるため、念入りに点検する。 ・調査で新たにアリ類を発見した場合は②の手順へ戻る。	
⑨	県、市町村又は環境事務所と対応を協議する ・配送した貨物にヒアリが紛れていた可能性が高いため、迅速な防除措置と拡散防止のため、出来るだけ速やかに侵入経路を特定する必要がある。 ・現場状況に応じ、発見車両の使用制限の必要性、調査の段取り等を協議する。 ・ヒアリ拡散の有無を確認するため、発見場所周辺の分布確認調査をする必要がある。	
⑩	侵入経路、経由地、荷主等を特定し、関係者へ注意喚起する ・特定された侵入経路による他の貨物等について、関係者に注意喚起する必要がある。 ・運送経路の経由地で他の積荷を降ろしている場合、関係者等へ注意喚起する。 ・配送先（荷主）への注意喚起も必要となる。	
⑪	必要に応じ、発見車両の使用を制限する ・ヒアリ拡散と人的被害防止のため、発見車両等の確認が終わるまで、必要に応じ、可能な範囲で使用を制限する。	
⑫	関係機関と協議の上、車両及び周辺の確認調査を実施する ・県、市町村又は環境事務所等の関係機関と協議の上、発見された車両の再確認調査、粘着トラップ等による発見場所周辺の分布確認調査を実施する。 ・調査については、「5 調査方法」を参照 ・調査で新たにアリ類を発見した場合は②の手順へ戻る。	
⑬	調査に併せて、発見車両や周辺等にベイト剤を配置する ・⑫の発見車両、周辺の調査に併せて、ヒアリ拡散防止のため、ベイト剤を設置する。 ・ベイト剤設置については、「4 駆除方法」を参照 ・薬剤はホームセンター等で販売しているアリ用の据置き式毒餌でよい。	
⑭	⑫の調査等で新たな発見がなければ制限は解除する ・⑫の調査等で新たにアリ類等の発見がなければ、⑪の発見車両の使用制限は解除する。	
⑮	可能であれば、海外貨物等の陸送ごとに荷台にベイト剤を配置する ・予防的措置として、海外からの貨物やコンテナの輸送を行った都度、荷台等にベイト剤を配置することを検討する。	
⑯	<周辺モニタリング調査等（1か月程度）> 1週間～10日に1回程度の調査／ベイト剤設置 ・発見場所周辺でヒアリの生息調査を行う。（1週間程度を目安に1か月継続する） ・ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月程度ごとに行う。	